

議案第 5 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 2 9 号）が施行されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については、300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については、300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害基礎額の加算額及び加算対象の基になっている一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を下表のとおり改正します。

政令における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成28年度 以前	加算額	433円	217円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	367円	367円			
平成29年度	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者が不在場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	333円	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子が不在場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	—	300円			
平成30年度以降		217円	333円	217円			

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。